



目次

告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示\(税務課\)](#)
- [蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大里用水土地改良区の役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [元荒川土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請の適否決定並びに変更後の土地改良事業計画\(維持管理事業\)計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [土地収用法による事業認定\(用地課\)](#)
- [川口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画自転車駐車場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画ごみ焼却ごみ処理汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画ごみ焼却ごみ処理汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画ごみ焼却ごみ処理汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画ごみ焼却ごみ処理汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)

- [加須都市計画ごみ焼却汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画ごみ焼却ごみ処理汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [深谷都市計画卸売市場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画と畜場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [東松山市市の川特定土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [川口都市計画里土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [加須都市計画栗橋駅西\(大利根地区\)土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [加須都市計画野中土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [久喜都市計画栗橋駅西\(栗橋地区\)土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [川口都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [久喜都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [久喜都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [加須都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示\(建築安全課\)](#)
- [平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施\(建築安全課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [応急給水装置の調達に関する入札公告\(公営企業・財務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の解除\(選挙管理委員会\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

告 示

埼玉県告示第二百六十一号

埼玉県議会平成二十六年二月定例会において議決された平成二十五年度埼玉県一般会計補正予算（第五号）及び平成二十五年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成25年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）

平成25年度埼玉県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,867,915千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,696,609,025千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		6,178,935	24,300	6,203,235
	2 負担金	6,042,643	24,300	6,066,943
9 国庫支出金		153,176,837	4,412,537	157,589,374
	2 国庫補助金	42,384,044	4,412,537	46,796,581
13 繰越金		885,368	347,928	1,233,296
	1 繰越金	885,368	347,928	1,233,296
14 諸収入		44,906,765	20,150	44,926,915
	4 受託事業収入	8,405,713	20,150	8,425,863
15 県債		311,190,000	6,063,000	317,253,000
	1 県債	311,190,000	6,063,000	317,253,000
歳入合計		1,685,741,110	10,867,915	1,696,609,025

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		57,386,169	450,000	57,836,169
	4 医薬費	12,048,713	450,000	12,498,713
6 農林水産業費		26,812,326	329,806	27,142,132
	4 林業費	5,099,352	240,286	5,339,638
	5 農地費	10,159,931	89,520	10,249,451
8 土木費		112,928,866	9,395,650	122,324,516
	2 道路橋りょう費	49,240,720	6,681,500	55,922,220
	3 河川費	28,224,072	2,544,150	30,768,222
	4 都市計画費	21,176,210	170,000	21,346,210
10 教育費		520,151,863	692,459	520,844,322
	1 教育総務費	71,252,121	274,371	71,526,492
	5 特別支援学校費	37,564,728	418,088	37,982,816
歳出合計		1,685,741,110	10,867,915	1,696,609,025

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	4 医薬費	医療施設防災対策推進事業費	450,000
6 農林水産業費	4 林業費	森林整備推進事業費	117,636
		森林管理道整備事業費	97,550
		治山事業費	25,100
	5 農地費	団体営土地改良事業費	89,520
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（維持）事業費	90,000
		社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費	28,000
		道路改築事業費	200,000
		社会資本整備総合交付金（改築）事業費	2,723,500
		社会資本整備総合交付金（橋りょう維持）事業費	1,890,000
	3 河川費	社会資本整備総合交付金（河川）事業費	1,684,150
社会資本整備総合交付金（砂防）事業費		100,000	
社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業費		160,000	

	4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金（街路）事業費	170,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	県立学校大規模改修費	274,371
	5 特 別 支 援 学 校 費	県立特別支援学校プール整備費	418,088

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林事業	44,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	51,000		(補正前に同じ。)	
林道事業	258,000	同上	同上	同上	305,000		(同上)	
地すべり防止事業	54,000	同上	同上	同上	66,000		(同上)	
道路事業	6,034,000	同上	同上	同上	8,057,000		(同上)	

河川事業	4,040,000	同	上	同	上	同	上	4,858,000	(同)	上)
砂防事業	312,000	同	上	同	上	同	上	438,000	(同)	上)
直轄事業負担金	22,210,000	同	上	同	上	同	上	24,560,000	(同)	上)
街路事業	2,140,000	同	上	同	上	同	上	2,205,000	(同)	上)
県立特別支援学校 建設事業	241,000	同	上	同	上	同	上	856,000	(同)	上)

平成25年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成25年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	21,158,396 千円	642,500 千円	21,800,896 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金384,124千円」を「建設改良積立金20,108千円、減債積立金180,506千円、過年度分損益勘定留保資金151,528千円」に、「4,452,565千円」を「4,484,547千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	23,542,758	642,500	24,185,258
第1項 建 設 補 助 金	13,174,732	396,500	13,571,232

第2項 建設負担金	4,394,117	123,000	4,517,117
第3項 企業債	5,056,000	123,000	5,179,000

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	28,424,551	642,500	29,067,051
第1項 建設改良費	22,187,082	642,500	22,829,582

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額中「5,056,000千円」を「5,179,000千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第二百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年二月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人大道・屋敷林の会
- 三 代表者の氏名
山根 覚
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市大字大道二百四十八番地二十一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県越谷市及び周辺地域において住宅地の良好な住環境の維持管理や景観まちづくりの活動を支援し、良好な地域コミュニティの醸成を推進し、住宅地の資産向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百六十二号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号八の規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定年月日	法人又は団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成二十六年 二月三日	独立行政法人国立 病院機構	桐野 高明	東京都目黒区東が丘二 五 二十一

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

蓮田市から蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十七号

日高市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第二百六十八号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
志木市立市民病院	埼玉県志木市上宗岡五丁目十四番地五十号	平成二十六年二月二十八日

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）志木ショッピングセンター

埼玉県志木市本町六丁目二千二百三十一番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾主哉

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾主哉

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一 外二者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年十月二十二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千四十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一九〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五一立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ヤオコー 午前九時から午後十時

株式会社サンドラッグ 午前九時から翌午前〇時

未定(テナントA) 午前九時から翌午前〇時

未定(コンビニ) 午前〇時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場一 午前〇時から翌午前〇時

駐車場二 午前八時三十分から午後十時

駐車場三 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前八時三十分

荷さばき施設四 午前四時から午前六時、午後十時から翌午前一時

ト 届出年月日

平成二十六年二月二十一日

二 縦覧期間

平成二十六年三月四日から平成二十六年七月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月四日から平成二十六年七月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大里用土地利用改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	柴田忠雄	埼玉県熊谷市上新田九十番地一
同	福島延雄	同 東別府二千二百八十四番地
同	吉田重夫	同 四方寺五十六番地
同	松本丈	同 大麻生九百八十一番地
同	北 榮治	同 肥塚一丁目七番三十号
同	大嶋隆幸	同 中曾根四十一番地
同	信澤精一	同 行田市城西三丁目四番十一号
監事	田中登	同 熊谷市久保島三百一番地
同	塩原武夫	同 上奈良六百七十九番地一
同	加賀崎千秋	同 佐谷田三百五十一番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	柴田忠雄	埼玉県熊谷市上新田九十番地一
同	福島延雄	同 東別府二千二百八十四番地
同	堀口雅也	同 三ヶ尻千五百七十二番地
同	吉田重夫	同 四方寺五十六番地
同	四分一敏夫	同 柿沼四百十四番地一
同	明野信郎	同 小島六百五十三番地一
同	野口一雄	同 久保島千六百四十五番地
同	北 榮治	同 肥塚一丁目七番三十号
同	持田昭治	同 樋春五百四十五番地
同	久保田修司	同 万吉二千二百二十七番地
同	大嶋隆幸	同 中曾根四十一番地
同	加賀崎千秋	同 佐谷田三百五十一番地

同	同	監事	同
竹	村	福	信
井	田	田	澤
正	建	義	精
夫	長	達	一
同	同	同	同
同	同	熊谷市成沢三百三十一番地一	行田市城西三丁目四番十一号
手島二百二十六番地	広瀬三百三十二番地		

告 示

埼玉県告示第二百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、元荒川土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を平成二十六年二月二十五日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十六年三月五日から

平成二十六年四月三日まで

二 縦覧場所

蓮田市役所

さいたま市役所

春日部市役所

越谷市役所

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 起業者の名称

三芳町

二 事業の種類

（仮称）第三公民館・学校給食センター整備事業

三 起業地

イ 収用の部分

埼玉県入間郡三芳町大字北永井字中ノ原地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次に掲げるとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

イ 法第二十条第一号要件への適合性

申請に係る事業は、（仮称）第三公民館・学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）である。

本事業は、起業者が（仮称）第三公民館と学校給食センターを複合施設として整備する事業であり、当該複合施設は、法第三条第二十二号に掲げる社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館及び同条第三十一号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に該当する。

したがって、本事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

ロ 法第二十条第二号要件への適合性

起業者は、三芳町公民館の設置及び管理に関する条例（昭和五十二年三芳町条例第十七号）及び三芳町学校給食センター設置条例（昭和五十年三芳町条例第十号）に基づき、公民館及び学校給食センターを設置し、管理している。

さらに、本事業に必要な用地取得費及び事業費について財源措置等を講じていることなどから、起業者は本事業を遂行する十分な意思と能力を有するものと認められる。

したがって、本事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

八 法第二十条第三号要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

三芳町の三つの公民館のうち、旧中央公民館は、昭和四十年に建設され施設の老朽化等が著しく、平成二十三年三月の東日本大震災で設備の一部が落下するなどの被害を受けた。そのため、起業者は、当該施設が現行の耐震基準に合致しない建物であることなども考慮すると、利用者が安全・安心に施設の利用を継続することは困難と判断し、平成二十四年度に当該施設を解体した。現在利用者は、遠方にある他の公民館や集会所等を代替施設として利用している。

一方、既存の学校給食センターは、昭和四十七年に建設され、現行の耐震基準に合致していない上、施設の老朽化や設備の不備が顕著である。さらに、現行の学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号。以下「衛生管理基準」という。）を遵守できていないため、衛生管理の徹底が困難な状況であるが、衛生管理基準を遵守するためには改変範囲が施設全体に及ぶことから、改修等に対応することは困難である。

これらのことから、両施設とも建替えが急務となっているため、建替方法を検討した結果、ともに既存の敷地は狭く既存敷地内のみでの建替えは不可能な上、民間施設が隣接しているなど敷地の拡張も困難なことから、移転により新築せざるを得ない状況であり、本事業の施行が急務となっている。

本事業の完成により、旧中央公民館の閉館に伴い代替施設を利用している住民の利便性が向上するとともに、社会教育及び生涯学習の拠点施設を設置することにより、充実した学習環境が確保できる。また、学校給食センターは衛生管理基準を遵守した施設となり、児童・生徒への安全・安心な給食提供を継続することができる。

さらに、起業地は災害時に指定避難所に指定される三芳小学校及び三芳中学校に近接していることから、新設する両施設を複合施設として起業地に設置することにより、重要な防災支援拠点施設となる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が実施した自然環境調査によると、起業地には保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されていない。しかしながら、周辺地域にオオタカの営巣登録箇所が存在することから、事業に伴うオオタカの影響について

検証を行った。

その結果、確認されたのは起業地外における飛来のみであり、営業や餌場は確認されていないため、本事業による影響は軽微であると評価している。

これらのことから、本事業が希少な動植物に与える影響は軽微であると認められる。

なお、起業地には文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十三条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

旧中央公民館利用者は、既に一年以上遠方の代替施設を利用している状況であり、このままの状態を長期間継続することはできない。

また、既存の学校給食センターは、衛生管理基準を遵守できておらず衛生管理の徹底が難しい上、現行の耐震基準に合致しない建物であることから、町内の児童・生徒に安全・安心に学校給食の提供を継続することが困難な状況であるが、改修等では対応できないため、早急な建替えが必要である。

これらの状況を踏まえ、両施設の建替方法を検討した結果、両施設とも既存の敷地は狭く敷地拡張も困難なため、移転により新築せざるを得ない。

新設する施設を起業地に複合施設として設置することにより、食育や健康づくりの拠点施設となるとともに、重要な防災支援拠点施設となる。

また、起業者は起業地を選定するに当たって、三箇所の候補地を選定して総合的な比較検討を行っている。このうち、三芳町のほぼ中心部に位置していること、三芳町第四次総合振興計画で地域拠点ゾーンに位置づけていること、取得済みの用地が活用できるため新たに取得する用地が少ないこと、旧中央公民館用地を職員用駐車場として利用できるため収用面積が少なくできること、民間運営バスの停留所が近接しており利便性に優れていること、災害時指定避難所である三芳小学校及び三芳中学校に近接しており、災害時には防災支援拠点施設として連携が図れることの理由により起業地を選択しており、その選択は適正なものであると認められる。

本事業の施行により、町民の社会教育や生涯学習活動の活性化が図れるとともに、児童・生徒へ安全・安心な学校給食を将来にわたり継続して提供することができることとなる。

なお、起業地周辺は農業振興地域であり、起業地内に農地が存在するが、

農用地区域からの除外、農地転用及び開発許可等、事業の遂行上必要な土地利用諸法上の規制については、全て解除済みである。

したがって、本事業の事業計画は合理的なものであると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

二 法第二十条第四号要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

八で述べたように、旧中央公民館は既に解体済みであり、地域住民の公民館活動に支障が生じている状態をこのまま放置することはできず、できるだけ早期に活動拠点としての公民館を整備する必要があると認められる。

また、衛生管理基準を遵守できていない学校給食センターで給食を提供し続けることはできず、衛生管理基準を遵守した給食施設を早急に整備する必要があると認められる。

したがって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

ホ 結論

イからニまでに掲げるとおり、本事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

三芳町役場教育総務課

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

川口市から川口市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十四号

久喜市から久喜都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十五号

加須市から加須都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十六号

川口市から川口市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十七号

川口市から川口市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十八号

久喜市から久喜都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

加須市から加須都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十号

川口市から川口市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十一号

鴻巣市から鴻巣都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十二号

久喜市から久喜都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十二号

白岡市から蓮田都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十四号

蓮田市から蓮田都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十五号

幸手市から幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十六号

宮代町から幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十七号

杉戸町から幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十八号

加須市から加須都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十九号

川口市から川口市計画自転車駐車場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十号

川口市長から川口都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十一号

久喜市長から久喜都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十二号

加須市長から加須都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十二号

川口市から川口市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十四号

川口市から川口市計画ごみ焼却ごみ処理汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十五号

久喜市から久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十六号

久喜市から久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十七号

蓮田市から蓮田都市計画ごみ焼却ごみ処理汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

白岡市から蓮田都市計画ごみ焼却ごみ処理汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十九号

宮代町から幸手都市計画ごみ焼却ごみ処理汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十三号

加須市から加須都市計画ごみ焼却汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百一号

加須市から加須都市計画ごみ焼却ごみ処理汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百二号

深谷市から深谷都市計画卸売市場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百三三号

加須市から加須都市計画と畜場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百四号

飯能市から飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五号

日高市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百六号

川口市から川口市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七号

久喜市から久喜都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百八号

加須市から加須都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により
東松山市市の川特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、
次のとおり公告する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

鈴木 敏 三 埼玉県東松山市大字市ノ川八百十四番地四

告 示

埼玉県告示第三百十号

川口市長職務代理人川口市副市長から川口市都市計画里土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十一号

加須市長から加須都市計画栗橋駅西（大利根地区）土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十二号

加須市長から加須都市計画野中土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十二号

久喜市長から久喜都市計画栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業の変更に係る
図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一
条第二項において準用する同法第二十條第二項の規定により、当該図書の写しを埼
玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十四号

川口市から川口市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十五号

久喜市から久喜都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十六号

久喜市から久喜都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十七号

加須市から加須都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十八号

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年埼玉県告示第四百号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県杉戸県土整備事務所内の項中「、久喜市」を削る。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十六年
二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築
技術教育普及センターに行わせる。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

平成二十六年七月六日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十六年九月十四日（日）

午前十一時から午後四時まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

平成二十六年七月二十七日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十六年十月十二日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区大字深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県朝霞市大字岡四十八番地の一

東洋大学（朝霞キャンパス）

(2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県朝霞市大字岡四十八番地の一

東洋大学（朝霞キャンパス）

(二) 埼玉県行田市大字前谷三百三十三番地

ものつくり大学

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県朝霞市大字岡四十八番地の一

東洋大学（朝霞キャンパス）

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市見沼区大字深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

イ 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者に限り行うことができる。

なお、過去の受験票又は合否の通知書を貼付すること。

(1) 受験申込受付期間

平成二十六年三月十七日（月）から平成二十六年三月三十一日（月）まで

（受験申込受付期間内の消印のあるものに限る。）

(2) 受験申込書の宛先

郵便番号一〇四―〇〇三一 東京都中央区京橋二丁目十四番一号

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

なお、簡易書留郵便によること。

ロ インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十六年三月二十四日（月）から平成二十六年三月三十一日（月）まで

(二) 受付時間

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<http://www.jaeic.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

ハ 受付場所における受験申込み

(1) 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(一) 配布期間

平成二十六年三月十日(月)から平成二十六年四月十四日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(二) 配布場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階
社団法人埼玉建築士会

(2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

(一) 受付期間

平成二十六年四月十日(木)から平成二十六年四月十四日(月)まで

(二) 受付時間

午前十時から午後五時まで

(三) 受付場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号
埼玉建産連研修センター

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

平成二十六年六月十一日(水)頃

ロ 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験を実施する試験会場に掲示する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

平成二十六年八月二十六日(火)頃

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所に並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

平成二十六年九月九日（火）頃

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

平成二十六年十二月四日（木）頃

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年八月十九日

指令川建セ第二五 六五 号

二 検査済証番号

平成二十六年二月二十八日

川建セ第二五 一四八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字吉田字長竹五二五番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目二二番地八 グロワールつきのわ二二

小林真樹

告示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺内盛幸

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第八十七号	平成二十六年二月二十六日	埼玉県久喜市青葉二丁目九一、九四、九五	埼玉県越谷建築安全センター

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十六年二月二十四日

指令越建セ第二五〇〇二四一号

二 検査済証番号

平成二十六年二月二十六日

越建セ第五三〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中二百十九番七、二百十九番八、二百四十八番五、二百四十八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字中二百四十八番五

金子 光江

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十六年一月二十四日

指令越建セ第二五〇〇七八〇号

二 検査済証番号

平成二十六年二月二十七日

越建セ第五三一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸五丁目千四十九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行

告 示

埼玉県公営企業告示第十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり指名競争入札に付する。

平成二十六年三月四日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

応急給水装置 300セット

(2) 調達案件の仕様 別添入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成26年3月24日(予定)から平成26年12月26日まで

(4) 納入期限 第1回納入(100セット) 平成26年4月末日

第2回納入(100セット) 平成26年8月末日

第3回納入(100セット) 平成26年12月26日

具体的な納品(納入)日は落札者決定後に協議の上、決定する。

(5) 納入場所 埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

(6) 入札方法

本件入札は、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者及び3による競争入札参加資格の確認を受けた業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額(整数)を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格等に関する公示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、「物品の販売」のA等級に格付けされている者で、「大分類:消防、防災、防犯用品」「小分類:その他消防、防災用品」に登録された者であること。又は、3による確認で入札参加資格が認められた者であること。

(3) 公告日から開札日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

本入札参加者に指名された者以外でこの入札に参加しようとする者は、次のとおり、郵送により入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務担当者から提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 確認申請書の提出

ア 提出期限

平成26年3月11日(火) 午後5時(必着)

イ 提出方法

確認申請書に「入札参加資格確認申請資料（様式第1号）」を添付し、郵送（書留郵便又は簡易書留）により提出する。（持参不可）

(2) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課契約担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(3) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(2)に定める機関に連絡すること。

(4) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成26年3月13日（木）までに郵送により通知する。

4 仕様等に関する説明会

開催しない。

5 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 指名された者及び参加資格が「あり」の結果通知書を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）は、質問がある場合は、次のとおり、ファクシミリにより、質問票（様式第3号）を提出すること。

ア 受付期間

平成26年3月6日（木）から3月17日（月）午後3時まで（必着）

イ 受付場所

埼玉県企業局水道管理課施設管理担当

電 話 048-830-7077

F A X 048-834-5071

(2) 質問に対する回答は、次のとおり掲示して行う。

ア 回答日時

平成26年3月18日（火）午後3時

なお、質問がなかったときは掲示しない。

イ 回答方法

ファクシミリにより、指名業者及び入札参加資格者全員に送付する。

6 入札金額等のシステムのファイルへの記録方法及び開札場所等

指名業者及び入札参加資格者は、前記5(2)の「質問に対する回答」を必ず確認すること。

入札については、次のとおり、指名業者は入札金額等をシステムのファイルに記録し、入札参加資格者は3(2)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出すること（持参不可）。

(1) 入札書受付期間

平成26年3月19日（水）から平成26年3月20日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに登録する。

イ 紙媒体で提出する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課契約担当

(電話番号) 048-830-7038 (直通)

(3) 開札場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 26 年 3 月 24 日 (月) 午前 10 時

(4) 指名業者及び入札参加資格者が入札を辞退する場合は、システム又は郵送により必ず「辞退」を提出すること。

7 入札保証金

指名業者は見積もった契約希望金額に入札保証金の率を 100 分の 1 以上として乗じた額とし、入札参加資格者は入札保証金の率を 100 分の 5 以上として乗じた額を納付するものとする。

ただし、埼玉県公営企業財務規程 (昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 入札書に記載すべき事項の記録のない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない

電磁的記録による入札

(3) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

(4) 明らかに談合によると認められる入札

(5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(6) 電子証明書を不正に使用した入札

(7) その他この公告に示す事項に反した者がした入札

9 落札者の決定等

(1) 落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 再度入札等

ア 再度入札は 1 回までとする。辞退する場合は、システムにより必ず「辞退」を提出すること。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に付して落札者がいないときは、当該入札を打ち切り、契約希望者による随意契約を行うものとする。

10 契約保証金

(1) 契約の相手方は、指定の期日までに、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の額は、指名業者は契約金額に 100 分の 1 以上を乗じた額とし、入札参加資格「あり」の結果通知を受けた者は 100 分の 10 以上を乗じた額とする。

(3) (1) の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、次に掲げるところによるものとする。

種 類	価 値
国債及び地方債	債権金額
鉄道債券その他の政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額

- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したとき、その他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、請求書（別添様式4）を提出することにより、これを還付するものとする。
- (5) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、その者が契約上の義務を履行しないときは、埼玉県に帰属するものとする。
- (6) 契約の相手方が、保険会社との間に埼玉県（埼玉県公営企業管理者住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号）を被保険者とする履行保険契約を締結し、その保険証券を提出したときは、契約保証金の納付を免除する。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札参加資格者に要求される事項
ア この指名競争入札に新たに参加を希望する者は、確認申請書を平成26年3月11日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
イ 参加資格ありの通知を受けた者は、6「入札金額等のシステムのファイルへの記録方法及び開札場所等」に従い、郵送（書留郵便又は簡易書留）にて入札書を提出しなければならない。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 手続における交渉の有無
無
- (5) 支払い条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に該当代金を受注者に支払うものとする。
- (6) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき、または減額があったときは、調達手続を延期または停止することがある。
- (7) 入札参加者は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (8) 入札参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(9) システム障害、天災が原因の停電等で入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期や入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期や入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、埼玉県ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) Name and quantity of products to be purchased

Emergency water supply tool – 300 sets

(2) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 5:00 p.m., March 20, 2014

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. , March 20, 2014)

(3) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7077 (Japanese only)

告 示

埼玉県教委告示第七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年三月四日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十六年三月十日 午後二時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告示

埼玉県選管告示第十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成二十六年三月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人 愛生会病院	埼玉県久喜市久喜本四百八十八番地
病院	医療法人秀和会 春日部秀和病院	埼玉県春日部市大沼一丁目五十五番地

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に
関する報告を次のとおり公表する。

平成二十六年三月四日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	野 本 陽 一
埼玉県監査委員	梅 澤 佳 一

第1 監査結果に関する報告

1 定期監査分

(1) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合规性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(2) 監査の対象事務

平成24年度・平成25年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(3) 監査の対象機関 224機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	東京事務所、南西部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	川口県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、越谷県税事務所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
環境部	東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、南児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所
保健医療部	坂戸保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、高等看護学院、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川越高等技術専門校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、寄居林業事務所
県土整備部	朝霞県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	大宮公園事務所、営繕工事事務所
企業局	大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、水道整備事務所、地域整備事務所

病院局	循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所
教育局	<p>北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、さきたま史跡の博物館、伊奈学園中学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和北高等学校、浦和商业高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮武蔵野高等学校、小鹿野高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、越生高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、川口北高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣女子高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸西高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、本庄高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光国際高等学校、岩槻特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、狭山特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校</p>

警察本部	警察学校、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、武南警察署、草加警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、小川警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、杉戸警察署、吉川警察署
------	--

(4) 監査実施日

平成25年9月11日～平成26年1月24日

2 特定事務監査分

(1) 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的・効果的になされているかの観点から検証

(2) 監査の対象事務

テーマ1「じてんしゃ王国関連事業（自転車をキーワードとした事業）について」

監査の視点

これまでの事業展開とその効果の検証が行われているか、今後の事業展開の方向性が明確にされているかなど

監査の対象機関 7機関

所管部局	監査対象機関
県民生活部	広聴広報課、防犯・交通安全課
産業労働部	観光課
県土整備部	道路政策課、道路環境課
教育局	保健体育課
警察本部	交通企画課

監査実施日

平成25年8月20日～平成25年11月22日

テーマ2「実行委員会方式による事業について」

監査の視点

事業実施方法として実行委員会方式がふさわしいか、実行委員会の財務処理が適切に行われるような措置が講じられているかなど

監査の対象機関 8 機関

所管部局	監査対象機関（対象実行委員会）
県民生活部	青少年課（埼玉国際ジュニアサッカー大会実行委員会）
危機管理防災部	消防防災課（駅周辺帰宅困難者対策協議会）
環境部	温暖化対策課（家庭の電気・ガスダイエット実行委員会） みどり自然課（ムサシトミヨ保全推進協議会）
産業労働部	商業・サービス産業支援課（SKIPシティ国際映画祭実行委員会）
県土整備部	河川砂防課（埼玉県河川協会）
教育局	生涯学習文化財課（埼玉県芸術文化祭実行委員会） スポーツ振興課（県民総合体育大会埼玉県実行委員会）

監査実施日

平成25年8月14日～平成25年11月26日

3 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア）事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ）事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア）事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ）事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名	監査の結果
福祉部 総合リハビリテ	平成24年度の「埼玉県総合リハビリテーションセン

	ーションセンタ ー	<p>ター洗濯リネン管理等業務委託」(36,155,700円)の一般競争入札について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最低の価格で入札した者の入札額があまりにも低額であったため落札とせず、その者を含め再度入札を実施したこと。 2 不適切な再度入札の結果、落札者がいないことを理由に随意契約により契約の相手方を決定したこと。
教育局	さきたま史跡の博物館	<p>平成25年度の「鉄砲山古墳・二子山古墳発掘調査重機械類賃貸借」(945,000円)について、競争入札とすべきところ、随意契約としたことは不適切であった。</p>

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企業局	地域整備事務所	<p>平成25年度の「地域整備事務所庁舎機械警備業務委託」(219,240円)について、契約の相手方が特定されるとして、契約中の業務委託先1者のみの見積書による随意契約としたことは不適切であった。</p>
企業局	水道整備事務所	<p>平成25年度の「25水整第104号鳩ヶ谷線試掘調査業務委託」(6,766,200円)及び「25水整第105号さいたま東部線試掘調査業務委託」(4,515,000円)について、検査の時期を完成の通知を受けた日から10日以内と規定すべきところ、14日以内としたことは不適切であった。</p>
病院局	循環器・呼吸器病センター	<p>次の業務委託契約について、予定価格調書を病院長が作成すべきところ、事務局長が作成していたことは不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度ガンマカメラ保守点検業務委託契約(10,936,800円) 2 平成25年度ガンマカメラ保守点検業務委託契約(10,936,800円) 3 平成24年度手術室・ICU等セントラルモニタリングシステムほか保守点検業務委託契約(85,000,000円) 4 平成25年度手術室・ICU等セントラルモニタリングシステムほか保守点検業務委託契約(85,000,000円)

教育局	総合教育センター	平成 24 年度のコピー用紙について、年間 100 万円を超える購入をしているにも関わらず、単価契約を締結せず、10 万円以下の金額で 21 回に分割して、その都度、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。
教育局	朝霞西高等学校	平成 25 年度の「県立朝霞西高等学校環境整備業務委託」(13,318,200 円)の一部業務の再委託について、入札参加資格確認申請書への記載をもって再委託の申請に代え、契約締結前に承諾していたことは不適切であった。
教育局	春日部工業高等学校	平成 24 年度の生徒用机・いすについて、3 回に分割して、それぞれ 99,855 円(総額 299,565 円)で同一業者から購入していた。総額が 10 万円を超えているにも関わらず、その都度、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。
教育局	芸術総合高等学校	平成 24 年度の「可燃ゴミ及び不燃ゴミ等収集運搬処理業務委託」(417,375 円)について、一般廃棄物収集運搬処理契約の一部として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する事項を記載せず、産業廃棄物の収集運搬及び処分を行わせていたことは不適切であった。
警察本部	秩父警察署	平成 24 年度の「秩父寮受水槽インバーター制御給水ユニット交換修繕」(945,000 円)について、特殊な修繕を理由に 1 者のみの見積書による随意契約としたことは不適切であった。

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十六年三月四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 野 本 陽 一

埼玉県監査委員 梅 澤 佳 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
企画財政部	財政課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	平成 24 年 9 月の行政報告書印刷業務の単価契約 (1 頁単価 1.3 円) について、契約書を作成すべきところ、作成しなかったことは不適切であった。	<p>監査結果を全職員に周知するとともに、再発防止のため、契約事務にあたっては、出納総務課作成の「契約チェックシート」「随意契約の発注チェックシート」を活用して、担当職員及び決裁ライン職員のチェック機能の強化を図った。</p> <p>部内の財務研修会に職員を参加させ、契約・支出事務の適正な執行に努めた。</p>
企画財政部	市町村課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	備品であるカメラで、所在が確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>のちに徹底的に備品の確認を行ったところ、所在不明であったカメラを確認することができた。</p> <p>また、備品管理の新ルールに従い、所持しているすべての備品の現物実査を行った。備品の使用責任者を指定し、管理を行うこととした。</p>
総務部	職員健康支援課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	ビデオデッキなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>監査の結果を職員に周知するとともに、実質的な管理責任者を再指定し、現物実査を実施した。その上で、所在を確認できなかった備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 9 月 27 日付けで、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付けで備品出納簿からの除籍を実施した。</p> <p>今後は、会計管理課から示された「物品管理の新ルール」に基づき、毎年度現物実査を実施し、適正な備品管理を徹底していく。</p>
県民生活部	広聴広報課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	平成 24 年度の県民相談センターパーテーション付け替え修繕、増設契約 (572,250 円) について、次の点で不適切であった。	<p>監査の終了後、その日のうちに、担当者、決裁関与者、出納員に対して、予定価格調書の作成基準、請書の記載内容及び検査確認の表示などの財務処理について、財務規則等関係法令の再確認</p>

			<p>1 予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p> <p>2 必要な事項が記載された適正な請書を徴すべきところ、請書作成日と履行期限の記載のない請書を徴していた。</p> <p>3 検査確認の上、請求書に「検査済」の表示をしなければならないところ、その表示をしていなかった。</p>	<p>を行い、適正な財務事務の徹底を図った。また、他職員にも監査結果等を周知し、上記同様に財務事務の適正処理の徹底を図った。</p> <p>なお、検査確認済の表示漏れについては、他に同様な案件がないことを確認し、指摘案件は直ちに適切に記載して是正した。</p>
環境部	大気環境課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	備品であるデジタルカメラで所在が確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 13 日付けで、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、平成 25 年 8 月 29 日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知した。</p> <p>さらに、所有する備品について、その写真や保管場所を一覧にし、定期的に現物実査を行うなど、適正に物品を管理するよう徹底した。</p>
環境部	水環境課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	備品である航空機騒音移動測定用デジタル騒音計で、所在が確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 5 月 27 日付けで、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付けで備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知した。</p> <p>さらに、所有する備品について、その写真や保管場所を一覧にし、定期的に現物実査を行うなど、適正に物品を管理するよう徹底した。</p>
福祉部	高齢介護課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	備品であるスキャナで所在が確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 11 月 19 日付けで、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付けで備品出納簿</p>

				<p>からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、備品ごとに使用責任者を指定し、定期的に現物確認を実施することとし、職員の人事異動の際は、使用責任者が確実に後任者に備品を引き継ぐよう徹底した。</p> <p>また、備品の保管転換や処分を行う際は、分任出納員が備品台帳の記載を含む事務手続きを一括して実施することとし、徹底を図った。</p> <p>さらに、小型の備品については、鍵付きロッカーを保管場所に指定するとともに、リスト及び備品の画像を備え付けるなど備品管理の「見える化」を図った。</p>
農林部	生産振興課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	<p>備品の管理事務について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 規格・寸法・型式や購入単価など、備品出納簿へ記載すべき項目が記載されていないものがあった。 2 備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められた。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 備品の現物実査を行い、備品出納簿の記載を行った。 2 所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 12 月 25 日に事故報告書を提出し、同日付けで備品出納簿からの除籍を行った。 <p>再発防止のために、全職員に対し、適正な物品の管理と事務処理を実施するよう周知徹底した。</p> <p>また、所有する備品について、その保管場所を一覧にして、担当及び管理職等の複数の者が点検するようにする。</p>
県土整備部	河川砂防課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	<p>備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>	<p>所在を確認できなかった備品について、課内、倉庫などを職員全員体制で捜索した。</p> <p>また、異動した職員への聞き取り調査も行った。その上で、所在を確認できなかった備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 26 日付けで、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付けで備品出納簿からの除籍を行った。</p>

				<p>今後は会計管理課から示された「物品管理の新ルール」に基づき適正な備品管理を徹底していく。</p> <p>具体的な取組としては、職場研修会で県有物品の大切さと物品の適正管理の徹底を職員に周知した。また、毎月末日の「5S」の日に、全職員に対し机上及び近辺の整理整頓を徹底することとした。</p> <p>さらに、備品に異動があった際には備品管理ファイルの更新を行うこと及び複数の職員でのチェックを徹底することとした。</p>
病院局	経営管理課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	パーソナルコンピュータなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。	<p>所在不明の固定資産に係る関係書類などの調査を実施し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、廃棄済みであることを確認した。また、固定資産台帳からの除却手続きを行った。</p> <p>再発防止のため、現物を管理している担当と台帳を管理している担当との情報共有を図るとともに、病院事業財務規程に基づく実地照合を計画的に行うこととした。</p>
教育局	生涯学習文化財課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	備品であるカメラで所在の確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 1 月 15 日付けで、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付けで備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、定期的に現物の確認をすることとした。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
企画財政部	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	平成 24 年度の「庁内クラウドへのシステム移行業務委託」の入札において、入札保証金の納付額が不足していた者が行っ	再発防止のため、課内における周知の他、部内で行われた財務研修会に参加するなど、財務に関する基本的な知識の再習得を図

			た入札を無効としなかったことは不適切であった。	ることで、担当職員及び決裁ライン職員のチェック機能の強化を行った。
企画財政部	情報システム課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	備品である磁気テープ運搬車について、不用決定等必要な手続きをとらず廃棄処分を行ったことは不適切であった。	会計管理課総務・物品管理担当の指導に基づき、物品管理システムにおいて、雑件として除籍した。 備品管理台帳の運用の徹底及び各備品の使用責任者を指定し、再発を防止する。
保健医療部	健康長寿課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	平成 24 年度の「埼玉県不妊治療費助成事業ご案内及びポスターの印刷」(502,740 円)で、請書を徴取していなかったのは不適切であった。	監査後に各担当を集め、改めて契約書と請書が必要な場合について再確認した。 また、新たに、チェックシート(契約編)を導入し、契約事務について、複数の目による徹底した審査体制を構築することとした。 まず、契約前において、審査を 2 回行うこととした。1 回目は各担当内において、2 回目は決裁ライン(各担当 総務担当主幹 副課長 課長)においてさらに徹底的な確認を行っている。 契約後においても、改めて別のラインで契約の検査を行うこととした。毎月、各担当者が自己検査を行った後、決裁ライン(総務担当者 総務担当主査 総務担当主幹 副課長 課長)において起案を見直して検査を行い、結果を担当者にフィードバックしている。
会計管理者	出納総務課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	平成 24 年度のポータブルカーナビゲーション及び付属品の購入について、物品仕様書と異なる内容の契約を締結し、納品させた。このため、仕様で求めた物の一部が調達できず、不足品を別契約により、追加購入しことは不適切であった。	業者提出の入札内訳(見積内訳)が、県作成の仕様書どおりであるかを複数の職員が確認することにした。 納品時には、仕様書のとおりに行われているか複数の職員が立ち会うこととした。
教育局	高校教育指導課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	平成 24 年度の「県立学校教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借契約」及び「豊岡高等学校外 4 校教務事務システム用機	平成 25 年 6 月 5 日付けで書面による再委託の承諾を行った。 再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、全て

			器等賃貸借契約」の再委託について、書面によらず承諾していたことは、不適切であった。	の契約について手続き漏れがないことをグループリーダーが必ずチェックすることとし、管理体制の強化を図った。
教育局	生涯学習 文化財課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	名栗げんきプラザの建物及び土地に係る行政財産の使用許可について、行政財産使用料減免基準に該当しないにもかかわらず、使用料を免除したことは不適切であった。	平成 25 年 11 月 28 日付けで変更許可を行い、平成 25 年 12 月 16 日に行政財産の使用料を徴収した。 再発防止のため、監査結果を全職員へ周知するとともに、行政財産使用料に関する条例等の関係規定の再確認を行い、適正な事務処理について徹底を図った。また、複数の職員による確認を徹底することとし、管理体制の強化を図った。
警察本部	施設課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	運転免許センターの土地に係る行政財産について、使用許可を受けていない者に無償で使用させていたことは不適切であった。	運転免許センターの土地に係る行政財産について、監査の結果を踏まえ、財務規則第 154 条に基づく手続を行った。